

■わがまち特例一覧

令和8年7月10日現在

対象資産	特例 割合	根拠法令	取得時期等	対象税目	適用 期間
児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得たものが当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	・地方税法第 349 条の 3 第 27 項 ・宮代町税条例第 61 条の 2 第 1 項	なし	・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	期限なし
児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	・地方税法第 349 条の 3 第 28 項 ・宮代町税条例第 61 条の 2 第 2 項	なし	・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	期限なし
児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	・地方税法第 349 条の 3 第 29 項 ・宮代町税条例第 61 条の 2 第 3 項	なし	・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	期限なし
水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 1 項	令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	期限なし
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	5 分の 4	・地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 2 項	令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	期限なし

都市再生特別措置法に規定する認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	5 分の 3	・地方税法附則第 15 条第 13 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 3 項	令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	5 年度分
都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域で認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 13 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 3 項	令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	5 年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得または改良された津波対策の用に供する償却資産	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 20 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 4 項	平成 28 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	4 年度分
津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設 (指定避難施設避難用部分)	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 21 項第 1 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 5 項	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋)	5 年度分
津波防災地域づくりに関する法律第 60 条第 1 項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 21 項第 2 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 6 項	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋)	5 年度分
津波防災地域づくりに関する法律第 61 条第 1 項の規定による管理協定に定められた協定避難用部	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 21 項第 3 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 7 項	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋)	5 年度分

分					
指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 22 項第 1 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 8 項	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	5 年度分
協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 22 項第 2 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 9 項	平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	5 年度分
太陽光発電設備 (1,000kw 未満)	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号イ ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 10 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
水力発電設備 (5,000kw 未満)	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 11 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
地熱発電設備 (1,000kw 以上)	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 12 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
バイオマス発電設備 (10,000kw 以上 20,000kw 未満)	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 13 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
風力発電設備 (20kw 未満)	5 分の 3	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 2 号 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 14 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
風力発電設備 (20kw 以上)	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 3 号	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分

以上)		条第 24 項第 3 号イ ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 15 項	31 日	(償却資産)	
地熱発電設備 (1,000kw 未満)	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 16 項	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
水力発電設備 (5,000kw 以上)	4 分の 3	・地方税法附則第 15 条第 24 項第 4 号 ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 17 項	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	3 年度分
水防法に規定する地 下街等の所有者また は管理者が取得した 浸水防止用設備	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 27 項 ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 18 項	平成 29 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (償却資産)	5 年度分
緑地保全・緑化推進 法人が都市緑地法 に規定する認定計画 に基づき設置した市 民緑地のための土地	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 31 項 ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 19 項	平成 29 年 5 月 12 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (土地) ・都市計画税 (土地)	3 年度分
水防法の規定により 指定された浸水被害 軽減地区内にある土 地	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条第 35 項 ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 20 項	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (土地) ・都市計画税 (土地)	3 年度分
都市再生特別措置 法に規定する一体型 滞在快適性等向上 事業の実施主体が 当該事業により整備 した固定資産	2 分の 1	・地方税法附則第 15 条第 36 項 ・宮代町税条例附則 第 10 条の 2 第 21 項	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日	・固定資産税 (土地・家屋・ 償却資産) ・都市計画税 (土地・家屋)	5 年度分
特定都市河川浸水 被害対策法または下	3 分の 1	・地方税法附則第 15	令和 3 年 11 月 1 日 から令和 9 年 3 月	・固定資産税	期限なし

水道法に規定する認定計画に基づいて設置した雨水貯留浸透施設		条第 39 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 22 項	31 日	(償却資産)	
特定都市河川浸水被害対策法により指定する貯留機能保全区域の土地	4 分の 3	・地方税法附則第 15 条第 40 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 23 項	令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日	・固定資産税 (土地) ・都市計画税 (土地)	3 年度分
高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	3 分の 2	・地方税法附則第 15 条の 8 第 2 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 24 項	平成 27 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋)	5 年度分
新築された日から 20 年以上を経過し大規模修繕が行われたマンション	3 分の 1	・地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 25 項	令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋)	1 年度分
利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物	3 分の 1	・地方税法附則第 15 条の 11 第 1 項 ・宮代町税条例附則第 10 条の 2 第 26 項	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	・固定資産税 (家屋) ・都市計画税 (家屋)	2 年度分